

FATF 声明  
2013年10月18日

(仮訳)

金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与 (ML/TF) リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を促進するため、FATF は戦歴上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらしそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦歴上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するた  
め顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と真正したアクションプランにコミット  
していない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起るリスク  
を軽減するよう、加盟国に要請する。

アルジェリア
エクアドル
エチオピア
インドネシア
ケニア
ミャンマー
パキスタン
シリア
タンザニア
トルコ
イエメン

FATF に認められたアクションプランの大部分に対処したベトナムの進捗に伴い、同国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の改善・継続プロセス」に掲載されている。

サントメ・プリンセペは、以前の FATF 声明にて特定されていた。サントメ・プリンセペは進歩をみせているものの、依然として資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みには、多くの戦歴上重大な欠陥が存在している。しかし、同国の金融セクターは小規模であり、かつ国際金融システムへの影響が小さいことから、FATF はサントメ・プリンセペが残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に

対応するため、GIABA (西アフリカ FATF 型地域体) と緊密に協働していくべきであると決定した。

イラン

イランはこれまでに FATF と連携し、近時に FATF に対して資料の提出を行ったにも関わらず、FATF は、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回達に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各  
国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各  
国・地域はこれまでに購じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2014年2月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

2013年6月以降、DPRK は直接 FATF と連携することを継続しており、APG (アジア・太平洋 FATF 型地域体) とも更に連携を行っている。FATF は同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランに関して合意に至るよう、FATF との連携を強化することを求める。

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、それによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、2011 年 2 月 25 日付の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれ国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

#### アルジェリア

アルジェリアは FATF 及び MENAFATF (中東・北部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにもかかわらず、同国はそのアクションプランの履行において設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行を含め、アクションプランの履行において、FATF 及び MENAFATF と協働することを継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### エクアドル

エクアドルは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産の凍結体側における欠陥に対応するための刑法改正法案が国民議会で近時に採択されたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。これら改正はまだ発効していない。しかし、この重要な進捗、及び FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにもかかわらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協働強化の継続を含め、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行に取り組むべきである。特に、2014 年 2 月の

FATF 会合までに、改正刑法の発効に向けて速やかに対応しなければならぬ。さもなければ FATF は全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請することを 2014 年 2 月会合にて検討する。

#### エチオピア

エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、同国、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、及び②顧客管理措置の改善を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### インドネシア

インドネシアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、インドネシアの、FATF 及び VAPG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定のテロ資金供与対策上重大な欠陥が残存している。FATF は、同国が国際基準を遵守するために、残存する問題に対応することを懸念する。

#### ケニア

ケニアは、テロ資金供与を修正する財政法案の国会承認を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、この法律改正は未だ大統領承認が得られていない。ケニアの、FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に凍結する資金情報機関の確保、③テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果

的資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡し、④金融にわたる透明性の強化、⑤完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑥金融における透明性の強化、及び⑦顧客管理措置の強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を懸念する。

#### パキスタン

パキスタンは、テロリズムの定義に対応するための法規定、及びテロリストの資産の特定及び凍結のための手続を定めるテロ対策法改正令の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた大きな進歩を見せている。FATF は、2013年10月12日に施行されたテロ対策法改正令が発布され、当該改正令により、直ちに同国が国連安保理決議1373の履行を開始したことについて称賛する。FATF は、テロ対策改正法の実施が迅速に開始されることを懸念する。しかし、FATF は、当該改正令が国会手続を経て通常の立法へと転換される必要がある一時的な性格のものであることについて懸念を有している。そのため、FATF は、パキスタンの当局が、当該改正令について迅速に議会承認を得るために必要な行動をとることを求める。もし、2014年2月のFATF 会合までにパキスタンがテロ対策改正令の内容を法律に含めるためのテロ対策法の改正を行った場合、FATF は、2014年2月のFATF 会合において、かつてFATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため現地調査を行うことを決定することが出来る。

#### シリア

シリアは、2013年7月の資金洗浄・テロ資金供与対策改正令発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。FATF は、国連安保理決

議1373に基づき義務の履行、及びテロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行のための十分な法令整備に関し、どの程度対応されているかを判定するた  
めに、未だ当該改正令を審査していない。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを、同国に対し懸念する。

#### タンザニア

タンザニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATF 及び MEASAAMUG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進歩を示しておらず、テロ資金供与対策において、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行に関してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATF は同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### トルコ

トルコは、国連安保理決議1267、1988及び1989を履行するための閣僚評議会令の発布を含む、テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を引き続きみせている。しかし、ある一定の懸念は残存しており、トルコは国連安保理決議1267及び1373に基づき、テロリストの資産を特定及び凍結するための適切な法的枠組みの履行に向け、更なる取組を行わなければならない。また、同国は、テロ資金供与が適切に犯罪化され  
ていることを引き続き確保しなければならぬ。FATF は、同国が残存する戦略上重大な欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### イエメン

イエメンは、資金洗浄・テロ資金供与対策法の改正法の採択及び履行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。この改正はあまりに近時に行われたものであるため、FATF は未だ当該改正法を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない；①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

(以上)



国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：  
継続プロセス

2013年10月18日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFISRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ懸念された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懸念する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンは FATF 及び APG (アジア・太平洋 FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金情報機関の構築、及び⑤グローバルレベルでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアは FATF 及び MONEYVAL (欧州 FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロリストの資産凍結制度における欠陥に対応することを目的とした新法の議会承認を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATF は当該新法を未だ審査しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存する。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みに係る新法の制定及びその履行、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含む、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

アンゴラ

2010年6月、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の没収及びテロリストの資産を凍結なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に機能する資金情報機関の確保、及び④司法共助実施のための適切な法律及び手続の確保を含め、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダが、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩をみせている。同国は、テロリスト資産を特定し凍結するための手続の履行、守秘義務に関する条項への対応、及び資金洗浄・テロ資金供与対策のための全体的な監督枠組みの改善を含め、アクションプランの履行の大部分に対応した。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対応するために必要な改革及び取組の履行過程を確保するため実施調査を行う。

## アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、保険・証券業向けに適格性審査(フィット・アンド・プロパードテスト)を強化する新たな規則の発布、及びFATFが審査を行ったこととなる制裁に向けた中央銀行規則の発布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄の犯罪化及びテロリスト関連資産の凍結に關し残存する欠陥への対応、②資金情報機関及び疑わしい取引の届出義務における残存する問題への対応、及び③全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

## バングラデシュ

バングラデシュがFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年10月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関する資産を没収するための適切な手続の履行、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び疑わしい取引の届出義務の改善を含め、アクションプランの大部分に対応した。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

## カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は資金情報機関の運営機能強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFはカンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ

リストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②効果的に機能する資金情報機関の構築、及び③クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

## キューバ

2013年2月、キューバは、FATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、顧客管理措置及び疑わしい取引の届出義務の規定を改善するための規則の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。同国は先般、テロリスト資産の凍結手続をより詳細に規定することを目的とした31/2013通達を公布した。この通達は、あまりに近時に行われたものであるため、FATFは現在これを審査中である。また、同国はGAFISUDと建設的な関係を築いている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③包括的な顧客管理措置、及び疑わしい取引の届出義務の確保、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び⑤国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

## イラク

2013年10月、イラクは、FATF及びMENAFATF(中東・北非アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し、追跡、凍結するための適切な手続の構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の構築、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、及び⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督プログラム構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を進めている。FATFは、同国がアクションプランの履行により、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを懸念する。

## クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の新法を実施するための規則、及び顧客管理措置に係る中央銀行の通達の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②特に資金情報機関の運営上の自律性に対処した。完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、及び③金融機関が資金情報機関へ資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出を行うための効果的な体制の確保を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧告する。

## キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びVEAG(ニューラジアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を示してきた。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄の犯罪化、②テロリストの資産を凍結するための枠組み、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムにおける残存する問題への対処を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧告する。

## ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリストの資産を特定し凍結、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機

関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧告する。

## ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧告する。

## ネパール

ネパールがFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の履行、適切な司法補助法の制定及び履行、完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、資金洗浄及びテロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設を含め、アクションプランの履行に大部分対応してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程を確立するため実地調査を行う。

## ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、テロリストの資産の凍結に関する大統領令(21-2013)の発出、及び資金情報機関への届出機関向けの規則の発布を開始することを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しか

し、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、FATF及びOCFATFと協働し、①時に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存義務の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築、及び⑤テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧奨する。

#### スーダン

2010年2月、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンはFATF及びMENAPATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の認識と遵守の確保、及び⑦国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含め、欠陥に対応するための取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧奨する。

#### タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、テロリストの資産の凍結に関する新しい規制の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。この規則の発布はあまりに近時に行われたものであるため、FATFは未だ審査しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。タジキスタンは、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するため、FATF及びEAGと継続して協働し、①テロリストの資産を凍結するための適切な手続の確保、②資金洗浄につながらる全ての前提犯罪に関連する資金を没収するため、の適切な手続の履行、及び③顧客管理措置に関する残存する問題への対応を含め、

アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧奨する。

#### ベトナム

ベトナムが、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年10月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進歩を示してきた。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保及び履行、全体的な監督枠組みの改善、顧客管理措置及び届出義務の改善と拡大、及び国際協力の強化を含め、アクションプランの大部分に対応してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対応するために必要な改革及び取組の履行過程を確認するため現地調査を行う。

#### ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年6月以降、同国は、国連安保理決議1267及び1973に基づき義務の履行のための新しい規制の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。FATFは未だ当該規則の審査を完了していない。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の確保及び履行、③完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な司法共助法制の制定と履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを勧奨する。

十分な進歩を示していない国・地域

(仮訳)



FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの最も重要な事項、及び又は、アクションプランの大半の事項は対応されていない。仮にこの国・地域が2014年2月までにアクションプランの重要な部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加害国に対してこの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるなどの追加的な措置をとる。

#### モンゴル

モンゴルの、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の継続及び履行のための規則の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。同国は、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の軌路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた十分な進歩を示したとは評価しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の軌路上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金没収するための適切な措置の構築、及び③金融サービス業者の効果的な規制の実施を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懸念する。

#### 国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善：

継続プロセスの対象から除外される国・地域

#### (仮訳)

#### モロッコ

FATFは、モロッコの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供

与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をMENAFATFと協働して継続する。

#### ナイジェリア

FATFは、ナイジェリアの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をCHABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して継続する。

(以上)

